

決 算 報 告 書

自 2016年04月01日
至 2017年03月31日

社会福祉法人 広島いのちの電話

貸 借 対 照 表

2017年03月31日 現在

(単位 円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金	2,047	未払金	1,328,550
預貯金	7,275,906	預り金	6,281
未収入金	989,271	固定負債	
前払費用	58,450		
固定資産			
基本財産			
定期預金	25,000,000		
運用財産			
器具及び備品	848,961		
特別積立預金	5,000,000		
電話加入権	340,800		
		負債の部合計	1,334,831
		純資産の部	
		基本金	25,000,000
		特別積立金	5,000,000
		次期繰越活動増減差額	8,180,604
		(うち当期活動増減差額)	1,242,217
		純資産の部合計	38,180,604
資産の部合計	39,515,435	負債及び純資産の部合計	39,515,435

事業活動計算書

自 2016年04月01日
至 2017年03月31日

(単位 円)

科 目	金 額	
サービス活動増減の部		
サービス活動収益		
養成講座事業収益	606,500	
受講料収益	606,500	
助成金収益	1,734,096	
共同募金分配金収益	1,734,096	
寄付金収益	6,367,858	
個人会費収益	1,024,000	
法人会費収益	1,390,000	
寄付金収益	1,775,454	
歳末募金収益	1,198,800	
バザー等収益	51,770	
雑収益	927,834	
補助金収益	971,271	
サービス活動収益計	9,679,725	
サービス活動費用		
人件費支出	3,431,335	
職員俸給支出	1,520,920	
非常勤職員給与支出	1,899,700	
法定福利費支出	10,715	
事業費支出	3,101,981	
電話相談事業費支出	490,000	
養成事業費支出	813,876	
印刷製本費支出	609,466	
ボランティア保険費支出	52,500	
減価償却費支出	345,210	
施設費支出	782,129	
修繕費支出	8,800	
事務費支出	1,912,419	
福利厚生費支出	9,964	
図書費支出	3,784	
通信費支出	360,760	
旅費交通費支出	34,470	
出張費支出	18,000	
行事費支出	83,748	
消耗品費支出	98,437	
水道光熱費支出	526,488	
消耗備品費支出	85,800	
会議費支出	13,567	
諸手数料支出	189,478	
賃借料支出	187,219	
渉外費支出	48,374	
連盟分担金支出	238,000	
雑支出	14,330	

事業活動計算書

自 2016年04月01日
至 2017年03月31日

(単位 円)

科 目	金 額
サービス活動費用計	8,445,735
サービス活動増減差額	1,233,990
サービス活動外増減の部	
サービス活動外収益	
基本財産利息収益	7,269
運用財産利息収益	958
サービス活動外収益計	8,227
サービス活動外費用	
サービス活動外費用計	0
サービス活動外増減差額	8,227
経常増減差額	1,242,217
特別増減の部	
特別収益	
特別収益計	0
特別費用	
特別費用計	0
特別増減差額	0
当期活動増減差額	1,242,217
繰越活動増減の部	
前期繰越活動増減差額	6,938,387
当期末繰越活動増減差額	8,180,604
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	0
その他の積立金積立額	0
次期繰越活動増減差額	△8,180,604

個 別 注 記 表

自 2016年04月01日
至 2017年03月31日

1. この計算書類は、社会福祉法人の会計に関する指針によって作成しています。
2. 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 法人税法の規定による定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
該当なし
3. 法人で採用する退職給付制度
該当なし
4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分
当法人が作成する財務諸表は以下のとおりである。
 - (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
当法人では、社会福祉事業区分のみであるため、第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式を省略している。
また、社会福祉事業区分では1拠点区分のみであるため、第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式を省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等積立金の取り崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
該当なし
9. 関連当事者との取引の内容
該当なし
10. 重要な偶発債務
該当なし
11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし